江別市成年後見支援センター事業実施要綱 (案)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、江別市成年後見支援センター(以下「センター」という。)が実施する事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 この事業は、認知症、精神障がい及び知的障がいなどにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を的確に利用できるよう支援を行い、これらの人の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところに よる。
 - (1) 成年後見制度 民法(明治29年法律第89号)に規定する後見、保佐、補助の制度 及び任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)に規定する制度
 - (2) 市民後見人 成年後見制度に係る業務を業とする専門職又は法人の職員でなく、市 又は市が委託する法人が実施する市民後見人養成講座を修了した一般市民が受任する 成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人
 - (3) 後見支援員 実施機関の実施主体が、法人として、成年後見制度における成年後見 人、保佐人、補助人及び任意後見人を受任する(以下「法人後見」という。)場合に おいて、法人後見に係る事務を支援する市民後見人又は市民後見人の候補者 (対象)
- 第4条 この事業の対象は、市内に居住する者及びこれに準ずる者とする。 (開設)
- 第5条 センターの開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 センターの開設時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。 (事業の実施)
- 第6条 この事業は、江別市の委託により社会福祉法人江別市社会福祉協議会が実施する ものとする。

(事業内容)

- 第7条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 成年後見制度に関する相談及び利用支援 センターは、成年後見制度に関する相談を実施するとともに、制度の利用が必要な 場合については適切に利用できるよう、手続きの説明や助言等の申立て支援を行う。
 - (2) 成年後見制度に関する広報及び啓発

センターは、成年後見制度に関する情報発信、講演会等の開催など、市民、関係機関等(支援者等)を対象として、制度活用等に関する幅広い広報及び啓発を行う。

(3) 成年後見制度の市長申立等の支援

センターは、江別市が後見等開始の審判の申立を行うに当たり、申立を行うかどうかの審査に参画するなど、必要な協力を行うものとする。

(4) 市民後見人及び後見支援員(以下「市民後見人等」という。)の養成及び市民後見 人等候補者の登録管理

センターは、市民後見人を養成する研修を実施するとともに、研修修了者を市民後 見人候補者として登録及び管理を行う。

(5) 市民後見人等に対する活動支援

センターは、市民後見人候補者の活動の資質の向上を図るための研修や制度説明会等を実施し、支援を継続的に行う。また、市民後見人等の活動における事務支援及び 困難事例事案に対する支援を行う。

(6) 成年後見制度に関わる関係機関等との連携及び調整 センターは、成年後見制度、権利擁護及び地域福祉に関する他の事業との連携に努 めるとともに、必要に応じて関係機関、関係団体等との調整を行う。

(7) 法人後見において、後見支援員がその事務の一部を執行する事業センターは、法人後見に関する業務を次のとおり実施する。

ア 後見人等としての業務

イ 前号の業務に合致すると認められる業務

ウ受任調整

受任における適否については、受任調整会議等で検討するものとする。

エ 後見支援員の委嘱

市民後見人養成研修を受講した者等の中から、後見支援員を委嘱することができる。

(事業の実施体制)

第8条 センターには、第5条の事業を実施するために必要な職員を配置しなければならない。

(相談の記録及び保存)

第9条 センターに相談のあった内容については、センターにおいて記録し、保存するものとする。

(秘密の保持)

- 第10条 センターの職員(以下「職員」という。)及び支援員は、業務上知り得た個人情報を正当な理由無く他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を 退いた後も同様とする。
- 2 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保持 に十分配慮しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、センターの長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年●●月●●日から施行する。